

平成28年 第12回

# みなかみ町農業委員会議事録

開催日時 平成28年12月8日（木曜日）

みなかみ町農業委員会事務局



議案第38号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

お手元の次第、1ページをお開きください。

議案第38号農地法第3条の規定による許可申請について。

次のとおり農地法第3条の規定による許可申請があったので、決定を求める。別紙記入事件1件。

次のページをお開きください。

◇（議案書・番号1、農地の所在、地目、農振区分、面積、契約内容、稼働力を朗読、説明。）

以上、よろしくをお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

〇の〇〇さんから〇の〇〇さんに売買による3条有償移転で上げています。担当委員さんの説明をお願いします。

8番委員

8番、吉野です。

12月2日にこの3条による申請事案の調査に行っていました。〇〇さんは、お父さんが昨年亡くなりまして相続を受けたわけなんですけど、ここに書いてもあるとおり〇に住んでおられます。そのために耕作はもちろんのこと、なかなかこっちに〇のほうに帰ってくることもままならない状況であります。

〇〇さんは、父親の〇〇さんとともに農業に真剣に取り組んでおられる方で、4人で田も畑も一生懸命やっている方でございます。前はここに書いてありますとおり、田については前から賃貸借で耕作しておりました。畑についてもこれからは少しではあると思いますが、荒廃農地の解消になるのではないかとこのように考えております。

何ら問題はないと思いますが、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長

ただいま吉野委員より説明いただきました。

この案件について質問、意見等ございましたら、発言願います。発言ありませんか。

（「なし」の声）

なければ、許可と決定したいと思います。よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声）

それでは許可と決めます。

続きまして、議案第39号農地法第4条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いいたします。

事務局

4ページをお開きください。

議案第39号農地法第4条の規定による許可申請について。

次のとおり農地法第4条の規定による許可申請があったので、意見の決定を求める。

別紙記入事件1件。

5ページをお開きください。

◇（議案書・番号1、農地の所在、地目、農振区分、面積、申請人、転用目的、

転用理由を朗読、説明。)

以上、よろしく願いいたします。

議 長

ありがとうございます。

ただいま説明していただきましたように〇の〇〇さん所有の畑の案件です。担当委員さんの説明をお願いいたします。

14番委員

14番、原澤幸雄です。

農地法第4条による審査事案の調査結果について報告いたします。

申請地は、〇の〇をちょっと過ぎて左側に100mぐらい入ったところです。

12月2日、現地調査を行いました。連絡なんですけど、連絡先が不明でしたので、農業委員会さんに連絡先を確認してもらおうよう連絡をしたところ、それ以降連絡が来ないので、電話確認はしていません。

当地なんですけど、確実性については、本案件についてはほぼ庭として使われているというか、やぶになっているところです。

申請面積の妥当性ですが、位置、地形を考慮し、利用状況を考慮し、やむを得ないところであると思われま。

周辺農地の営農条件への支障ですが、西側に連続性のある農地がありますが、周辺農地の営農を行う上で支障が発生する見込みはございません。同様に転用することによって生じる付近の農地の作物の被害の防除措置についても想定される被害はないと思われま。その他に想定される案件事項は、特に見当たりません。よろしくご審議いただくようお願いいたします。

議 長

ありがとうございます。

連絡がつかないということであるんですけど、事務局で何か。

事務局

ちょっとうちが代理人が入ったものですから、代理人に連絡先のほうを紹介してくださいということで依頼はしたんですけども、連絡がなく失念しまして、ご連絡できなかったという状況でございます。後日確認したいと思いま。失礼しました。

議 長

現状は以下ここに出ていますね。こんなような状況で、現地の状況は住宅の道を挟んでですかね。

事務局

はい、こちらが今先ほどのご自宅がこれです。その道を挟んだ向かいのところが一部もう既に相続を受けた段階でこちらのほうに桃の木があったとのことでございます。これがこちら側のほうから撮った写真となっております。これがその物置ということ。植木が植わっているようなんですけど、余り農地として利用されてなかったというのが表示されているとおりのような状況と思われま。

議 長

面積も道路と道路に挟まれた角地という状況ですので、この案件につきご意見等ございましたら、拳手願いま。いかがですか。

なければ許可相当ということでもよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

では許可相当とします。

続きまして、議案第40号農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

6ページをお開きください。

議案第40号農地法第5条の規定による許可申請について。

次のとおり農地法第5条の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めらる。

別紙記入事件5件。

次のページをお開きください。

◇（議案書・順次、農地の所在、地目、農振区分、面積、契約内容、転用目的、転用理由を朗読、説明。）

以上です。よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

それでは、番号1番、〇の〇〇さん、譲渡人、〇の〇〇さんの一般個人住宅用地として贈与・所有権移転です。

担当委員さんの説明をお願いします。

1番委員

1番の榊渕でございます。

場所は、〇のほうに向かって途中〇の左側にあるちょっと奥まったところにあるんですが、〇添いにそっちのほうにわずか入ったところの場所なんですが、〇という〇の地域でございます。

それで、先ほども申し上げましたように〇〇さんとしては、駐車スペース、それから住宅の後ろ側をちょっと使いたいということでございまして、それから〇〇さんもちょっとこれ三角なんですよ。ですから、ここをすっきり境界を入れたいという両者の利害関係が一致してこのような相談になりまして、5日でしたか、現地を確認しながら〇〇さんにお話を伺い、そのような説明を受け、そのとき三者というから、〇〇さん、〇〇さん、それから公道に面していますもので、行政のほうは三者で立ち会って杭を入れたそうでございます。

それで、〇〇さんからそういうような説明を受けて、それから〇〇さんのほうにその足で帰りながら非常に高い土地なので、ちょっと6㎡ぐらい損するけれども、今の三角ので〇〇さんに、〇〇さんのほうの土地はここから線が入るんですが、こちらは〇〇さんにやる、ここを〇〇さんが〇〇さんに譲与するという格好で、ここから線が入って駐車場スペースをとってこの残りはこっちは〇〇さんの土地なんですが、これを〇〇さんのほうに贈与するという格好でございます。6㎡ぐらい損するんだけど、これでいいのかいと言ったら、いやこれでいいよと、すっきりするからこれでいいという両者の考えになりました。前段今言われたように〇〇さんがやるものが19.41㎡、それから田村さんの三角のあそこの部分が13.33㎡です。

以上の説明ですが、よろしいでしょうか。

議長

ただいま榊渕委員より説明いただきました。

この件につき質問、意見等ございましたら発言願います。いかがですか。

面積的にも本当に形を直してお互いに使いやすくするというようなことなの

で、面積的にも畑としては19.41㎡という案件です。ご意見ございませんか。

(「なし」の声)

なければ許可相当としてよろしいですか。

(「異議なし」の声)

それでは許可相当といたします。

続きまして、番号2番、〇の畑ですけれども、所有者は〇の〇〇さん、それを賃貸借で〇〇さんは資材用地として使用したいということで、担当委員さんの発言お願いいたします。

2番委員

2番、櫻井です。よろしく申し上げます。

農地法第5条による申請事案の調査結果及び申請に至った経緯について報告いたします。

申請地は〇の〇〇というお寺の北側すぐ隣です。10月24日、稲刈りを終え、久しぶりに当地に赴いたところ、当該地が無断転用により通路となっていることに気がつきました。早速〇〇に連絡を取り、農地法の許可申請が必要であるということをご指導したところ、早急に事務局に相談し、提出することと仰っていました。事務局へそのことを連絡したところ、当日のうちに事務局へ伺い相談し、1週間程度で書類提出を行ったと後日聞きました。

書類提出後、事務局と相談を行い、始末書の内容及び申請地の使用自粛要請等を相談し、今回の審議に至りました。確実性については、本案件については、既の実施されている追認案件でありますので、該当はありません。

申請面積の妥当性ですが、一時転用の追認事案であり、やむを得ないところがあります。

周辺農地の営農条件への支障の有無ですが、三面道路に面してまして、北側だけ水田がつながっているということで、現地は道路で分断されていますが、北側、東側に広がる農地の一角に位置しておりますが、高低差があるところなので、支障が発生する見込みはございません。

転用することによって生ずる付近の農地の作物の被害の防除措置についてですが、想定される被害等はないと思われれます。

その他に想定される懸案事項ですが、本申請は〇〇による本年3月に続き二度目の追認案件です。始末書の中にもありましたが、農地法の理解が不十分であったことを認めており、申請地の使用も自粛しております。4日に〇〇さんとも面談しましたが、謝罪を受けております。ご審議よろしくようお願いいたします。

議長

ただいま櫻井委員より報告いただきました。

農業委員会は前回の農振除外の関係でたまたまあそこの横を通ったんですよ。皆さん現地見たかなと思いますけれども、この案件につき、質問、意見等ございましたらご質問願います。いかがですか。

今年、二度目だということなんですけれども、よろしいですか、認めて。

事務局

経緯も含めて説明させていただきます。

最初当日のうちにみえていただいた〇〇さんについては、ご理解いただいて、まず一つは事務局も含めて届出制だと思っていたというのが一つの理由のよう

です。一応三度目はないよというふうに、審議をしていただいた結果なんですけれども、1回やっていて前も始末書いただいている上で、始末書を十分熟考した上で始末書をいただかないと審議をかけられる状態ではないということを担当農業委員さんにご相談をさせていただいた経緯があります。県にも一応相談いろいろさせていただいたんですが、なかなか県のほうの指導としては、思い切ったことをするような説明がなかったり、方法としては条件つきで許可というのがありますかというお話も県のほうに伺わせていただいたところなんです。近年群馬県でそういう適用の事例がございませんというご返事をいただきました。極力私どものほうで考えられる方法としては、許可が出るまでは使用を控えていただきたいというお話で書類を預らせていただきました。

今後、このほかの案件についても今回も追認が転用5条のうち3件となっています。農業委員会としても宣伝が足りないのかなと猛省をしているところでございますので、今後対策をいろいろご相談させていただいた上で、審議をしていただければと思います。よろしく願いいたします。

以上です。

議長

今、事務局より補足説明をいただきました。

今までいろいろな経緯があり、始末書を出してもらって現在使用の自粛をするということで許可になるまでは使わないというような形で手続きをふんでいるということです。皆さん、ご意見ございますか。

(「なし」の声)

特になければ、許可相当ということで決したいと思いますが、よろしいでしょうか。異議ありませんか。

(「三度目はないよと」の声)

事務局

一つ、一時転用等を提案したとき、昔はそういうのがなかったんですけども、今は結果というか、転用目的を終わったら報告書と、経過報告書というのをいただくことになっています。一時転用についても期間が決められるため、本来であれば3カ月、報告をいただくような状況になっていますので、その辺を進めて提出を管理等はしていかななくてはいけないのかなというのも一つ思いました。

以上です。

17番委員

17番、内海ですけれども、この〇〇さんと〇〇さんの関係は同じような名前なんですけれども、どういう関係なのでしょう。

議長

さっきありましたね。

事務局

説明させていただきます。

〇〇さんの旦那さんが〇〇さんなんです。〇〇さんごきょうだいが〇〇さんです。〇〇さんが長女で〇〇さんが次男だったと思います。

17番委員

きょうだいということでもいいですか。

事務局

そうですね、はい、〇〇さんの義理の姉さんになっております。

- 議長 ほかには何かありますか。
- 10番委員 あれではないですか、とりあえず何カ月かに一遍状況の報告書を出してもらおうようにしておけば、またということはないのではないかな。
- 1番委員 そこは何もかも3カ月も何も無い。今利用しているんだから。
- 事務局 状況が変わらなくても写真を撮っていただいて、余り必要性がないのであれば返還してもらおうということも一つは、どこまで県がそういう状態ですからどういうふうに指導していくかというのはちょっと悩みどころでもあるんですけども、いずれにしろ、報告いただくのも一つの方法だと思いますので、その辺も前向きにちょっと考えて、罰則ということでもないんですけども、特にそういうふうに2回目とかやられているところとか、悪質なものはそういうことも必要な可能性がありますので、その辺もちょっと検討して、次回私ちょっと広報なんかは今回2月あたりに入れられないかなと考えておりますので、その辺も次回に向けてご相談させていただければと思います。よろしくお願いいたします。
- 議長 今、櫛淵委員のほうから2回目のことでもあるので、来月までに保留にして再審議という意見が出ましたけれども、その辺事務局の考えは。
- 事務局 一つはもう実際というか、こうなっているんで、ごり押しでももとに戻せるのであればそういう命令が出せるのであればあれなんですけれども。
- 10番委員 気をつけさせるために報告書を何カ月かに一遍出させるようにしていれば少しは気をつける。
- 16番委員 こういう法律があるということを本人が重々わかっていてやっているのかしれないな。
- 事務局 今回よく来ていただいて何回か呼び出したり事務員の方については、呼んで手続とかお話しさせていただいたんですけども、単純に本当に従業員の方は届出だと思っていた、ほかの件でスムーズに許可がとれた事案がたまたまあったらしいんです。ほかの町村らしいんですけども、それで勘違いして届出だと思っていたとその方はおっしゃっていました。特にそのまま話したかどうか分からないんですが、いずれにしろ、農業委員さんの指導もあってスムーズに今回使用自粛なり、対応は一応していただけたかなと個人的には感じております。今後の結果を見る意味では、報告書を3カ月に一遍写真でも出してもらおうというのはひとついいのかなというのはいい案かなとちょっと思いました。
- 16番委員 それは上手にやってもらわないとしようがないね。
- 15番委員 ちょっと聞きたいんですけども、今回だから一時転用3年間、これ一時転用というのは3年と決まっているんですか。



事務局 いえ、そんなことないです。期間は3年、この場所では今回第1種農地なんですけれども、第1種農地については3年未満となっています。許可が最長で3年未満です。それ以外のところ、例えば先ほどの2種農地とか3種農地という話が出てきますが、それについては5年まで認められます。

(そういう制度があるんだから、一応許可して使わせるしかしようがないね。)

事務局 ちょっとフライングでやってしまっているのはちょっとあれなんですけれども、逆に許可ができない、一時転用して許可ができないということではないので。

議長 今、許可を出して経過を見て指導するというようなことでどうでしょうかという。

16番委員 丸くおさめる方法を考えてやったほうがいいんじゃないの。

17番委員 一応資材置き場になっているんだから、犯罪だとか変な不法投棄とかそういうものがなければしようがないという感じしかないんじゃないか。

事務局 一時転用については、復旧計画書の添付が義務づけられています。それにはもとの農地に必ず戻すという誓約をしていただいて、3年の期限内に戻すという規則になっております。立ち会いもしくは必要であれば、農業委員会が立ち会いということでは書いては明記はされてないんですが、地権者等の立ち会いというお話しですので、そこはその時点で報告書を出していただいた段階で終了したのも完了報告書を出していただいた段階で調査によって適正かどうかというのを確認するような仕組みになっています。

議長 ほかに意見ありますか。

(「なし」の声)

いろいろないきさつがあってすんなりうまくいかないかと思えますけれども、許可相当と決したいと思えますが、いかがですか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

では許可相当と決めます。

続きまして、番号3番、〇の畑の関係です。所有者は〇の〇〇さんのところ  
です。〇の〇〇さんと〇〇さんが一般個人住宅用地として売買で所有権移転と  
いう案件です。

担当委員さんの報告をお願いいたします。

5番委員 5番の廣田です。

農地法第5条による申請事案の調査結果について報告いたします。

場所的には、〇北隣接するところにあります。

12月4日日曜日、現地調査と申請者の〇〇さんに確認いたしました。現在の  
アパート生活をしており、今回一般住宅新築を計画されています。

調査事項1ですけれども、転用目的が遅滞なく実現するかの確実性ですが、

申請書、見積書、設計書、資金、融資、融資に関しては、役場事務局でも融資担当者にそれらのことを確認済みでした。12月4日、建設業を営んでおる本人の意思も確認でき、許可がおりてから早め、2月ごろから着工したいとのことでした。実行は確実と思われま。

2番目、申請面積の妥当性ですが、申請面積が544㎡、建設面積は約70㎡であり、周辺の利用状況からも適当と思われま。

3番目、周辺農地の営農条件への支障の有無ですが、現地はグラウンド、道路、宅地に囲まれた連続性のない農地であり、支障が発生する見込みはございません。

4番目ですが、転用することによって生じる付近の農地の作物の被害の防除措置の確認ですが、周辺に農地が存在せず、想定される被害等はないと思われま。

5番目、その他に想定される懸案事項は、多分に考えておりません。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

以上です。

議長

ただいま廣田委員より報告いただきました。

この案件につき質問、意見等ございましたら提出願います。ございませんか。（「異議なし」の声）

なければ許可相当と決します。

続きまして、番号4番、〇の畑ですけれども、太陽光パネルの設置用地として〇の〇〇さんから〇〇に売買で譲るという案件です。

担当委員さんの説明をお願いいたします。

6番委員

6番の石坂です。

農地法第5条による申請事案調査について報告いたします。

4日に〇〇さん宅に行き、〇〇さん夫婦、長男の3人に会ってきました。

場所としては、〇の道路の〇を上げて北に向かって〇方面に行って、〇、〇を挟んで〇のちょうど〇沿いに〇と〇が、〇の法面と〇が並行して走るところがあります。そこに大きなカルバートがあって、我々の町道にしてはとても違い過ぎるほどの大きな道路があいています。その途中にあります。

土地の図面や公図、面積789等を確認しました。この申請書を出したのが〇〇で、発電パネルによる発電、転売の会社だそうです。この土地を〇の〇〇が仲介だそうです。その〇〇の〇〇さんという方にちょっと電話で聞いたところ、新規の件、それから建設の実効性とかそういうものを聞きました。また、同意書が添付されているのでちょっと聞いたところ、一時転用してどうも〇〇が一時ちょっとなんかいじったような形跡があったのですが、〇〇が仲介ということで、同意書が用意されてこの後ろについておるので、別に異常なことはないなと思ひ、この点については〇〇さんにもお聞きしませんでした。

場所としては、2面が大きな道路に面しています。1面は住宅街、建物の建っていない住宅と土蔵と小屋がちょっと土盛りしている上に建っている状況で、別にほかの農地についての障害やまた農産物の防除体制の被害とかのものに対しても何も問題はないと思われま。

ほかに何か考えられる懸案事項等はないと思ひますので、ご審議のほどよろしくようお願いいたします。

議 長

ありがとうございます。

ただいま石坂委員の報告をいただきました。

場所は〇ですね。

この案件につきまして質問、意見等ございましたら発言を願います。いかがですか。

(「なし」の声)

なければ許可相当と決したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

異議がありませんので、許可相当とします。

続きまして、番号5番、〇の畑の案件です。所有者は、〇の〇〇さんです。

譲受人は、〇の〇〇さんという案件です。

担当委員さんの説明をお願いいたします。

10番委員

10番、高橋です。

場所は、〇から〇へ抜ける県道で〇から林道を曲がって行ったところにあります。それで、〇〇さんに12月3日に行って、〇〇さんに行って会ってきました。すごく大きい別荘地を持っていて、別荘に毎週来てこのところずっと来ていると聞いたんだけど、その別荘から、ここ別荘なんですけれども、この間が五、六十mかこの場所なんですけれども、〇〇さんの旦那さんが会社を立ち上げて会社をやっていたということなんですけれども、犬小屋と書いてあるんですけども、ここはイノシシをいっぱい飼っていたそうです。これはみんなイノシシの小屋です。荒れててひどいものなんです。この間行ったらちょっとこれを片づける業者が来てこのクズをなんか持っていきますと言って片付けていたところです。それで結局会社が倒産して無断で転用せずにこのまま倉庫を建てたりして始末書がついているわけなんですけれども、それでこの〇〇さんがここを買ってこの近所をきれいにしたい、ものすごくいい場所なので友達連れてきてこの場所でバーベキューしたり、外人さんてパーティーやるのが大好きだそうで、友達連れてきて、冬はスノーモービルで遊んだり、夏はトレッキングしたりということで、いい場所なのでぜひ手に入れてここでやりたいということです。周りに農地はあるんですけども、みんな荒れて山林のようになっていますので、周りに生ずる作物、被害とかそういうことは一切関係ないと思います。ここを買って入ってもらうことによって巡りがきれいになってまた景観がよくなるのではないかと見てきました。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長

ただいま高橋委員の報告をいただきました。

荒れ放題というような感じにも見えますけれども、この案件につき質問、意見等ございましたら提出願います。ございませんか。

1番委員

1番です。

ちょっと事務局にお聞きしたいんですが、在留資格、永住者というふうになっているので、これもし外人が登録したらどうなるの。

事務局

〇〇氏の国籍が〇であることを確認しております。永住者であるとい

うのは、日本の在留資格が永住者であるという意味でございます。

1 番委員 国籍はまだ向こうで日本人ではないという、帰化はしてないのか。

事務局 おっしゃるとおりです。国籍は外国籍です。

1 番委員 でもこれは別に問題ないですか、その辺は。

事務局 外国籍の方が不動産を売買することの規制は、規模によりますが今のところはないものと聞いております。

10 番委員 奥さんが日本人なんです。

議 長 ほかにございますか。

なければ許可相当と決したいと思いますが、いかがですか。

(「異議なし」の声)

よろしいですか。では許可相当と決しました。

続きまして、議案第41号農用地利用集積計画に対する意見の決定について、事務局より説明をお願いします。

事務局 9ページをお開きください。

議案第41号農用地利用集積計画に対する意見決定について。

次のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書の提出があったので、承認を求める。

別紙記入事件21件です。

次のページをお開きください。

農用地利用集積計画の概要でございます。田は賃貸借の通年で5,589㎡、使用貸借の通年で7,819㎡、合計1万3,408㎡です。畑は、賃貸借の通年940㎡、使用貸借の通年4005㎡、合計4,945㎡です。田と畑の合計は1万8,353㎡です。貸し手は14戸、借り手は6戸でございます。設定期間は、田は3年、5年、10年、畑は3年、10年でございます。

11ページから総括表がございますので、ご覧いただくようお願いいたします。

以上、よろしく願いいたします。

議 長 ちょっとすみません。一覧表の中に群馬県農業公社というのが新たに出てきていますので、その辺についてちょっと皆さんに説明をしていただければ。

事務局 番号でいいますと11ページの7番以降の利用権の設定を移転を受ける者に群馬県農業公社とございます。こちらの農業公社というのは、群馬県農業公社は公益財団法人でございます。そして、このたび中間管理機構事業を行うために借り手さん、貸し手さんの間に立ってという意味で利用権の設定をいたしております。

以上です。

議 長 今までに実質的に個人同士でやっていた間に中間管理機構が形づけするような理解でよろしいですか。

事務局 会長のおっしゃるとおりです。次の議案のものとかかわりがございます。

議 長 ご意見ございますか。よろしいでしょうか。

(「なし」の声)

では決定といたします。

続きまして、議案第42号農用地利用配分計画案に関する意見について、事務局よりお願いいたします。

事務局 13ページをお開きください。

議案第42号農用地利用配分計画案に関する意見について。

次のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用配分計画案の提出があったため意見を求める。

別紙記入事件2件です。

次のページをお開きください。

◇(議案書・順次、農地の所在、地目、農振区分、面積、計画内容を朗読。)

少し補足をさせていただきます。

先ほどの議案の中の11ページの7番から12ページの21番までの田畑の用地についての利用の計画案でございます。中間管理事業として群馬県農業公社が間に入って借り受け、それをさらに配分をすることでございます。その計画案に対しまして農業委員会としての意見を付す必要がありますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

この議案を見ていただくと今までなかった一番右の欄、意見というところがあって、1から貸付後における周辺農地への影響があるかないか、2の必要な農作業従事者の見込みがある、ない、3の借受希望者への貸付の適否、適当、不適當とかというのがあるんですけども、これは何ですか。

事務局 今回中間管理機構が初めて再配分計画ということで、群馬県農業公社が借り受けてそれをまた転貸するという形になっています。メリットとしては、ご存じのとおり補助金、交付金が受けられるというのもあるんですけども、かなり要件が厳しいところが一つある、一番簡単にメリットが受けられるのが中間管理機構のほうが事業として受けるとその期間10年については貸し手に保障してくれるというのが一つで、もう1点の利点というのは、これをするによって例えば耕作放棄地で荒れているような状態について2分の1の国庫補助とその裏のこれの2分の1に群馬県がさらにその2分の1、全体の4分の1で町の補助金を4分の1使って耕作放棄地の解消事業を受けられる、裏は群馬県の耕作放棄地対策リフレッシュ事業という計画になります。今回〇〇が借り受ける土地については、ご存じの方もいらっしゃると思うんですけども、〇、その周辺について画面、画像が出ている水色で四角くくった候補地について荒れているところなんです、一括で中間管理機構が借り受けて〇〇に貸す。それについては現状少し荒れているので、再生可能の程度に荒れているんですけ

れども、それを耕作放棄地を解消した上でその後に借りられるということが受けられます。

その計画を立てているところなんです、〇〇は景観もかなり形成していて、この荒れているところにハウキグサを植えたりしたいというふうなお話であります。ただ、本来耕作放棄地解消しても営農として使われるのが原則ですので、ハウキグサをどのように営農に結びつけるのか、〇〇で体験ができるようになっていますので、そこでハウキをつくっていただいて、それとは別にハウキを販売するそんなようなことを考えておるようですが、場所がよければなるべくソバとかも取り扱っていますので、ソバを植えていただけないかというお話でちょっと進めさせていただいております。

早速群馬県のほうはどんどん進めたいということで、28年度予算で余剰があるようですので、一応その打診をさせていただいて、農政課としては、リフレッシュ事業で対策できないかということで調整をさせていただいているところでございます。一つはここで農業委員さんの意見をいただいて、中間管理事業に取り組みることになれば当然そのような恩恵が受けられるという仕組みになっております。

担当地区、森下さん、もしかしたらうわさは聞いているかもしれないんですが、場所について現状の荒れている状況なんかをお話しただけであればその辺が解消されることがどのような効果があるのかも含めてお話しただけだと思います。お願いいたします。

6番委員 遊休農地のある方に資料を配布しましたというものを事務局からもらいましたよね。そのときにこの中間管理機構事業ですか、1番になるべく丸をつけて出してくれよと、私2件言われたので言っておきました。そうするとその中間管理機構が〇〇へ伝わるような感じになるんですか。

事務局 そのこのほう説明させていただきますと、それを意向を聞く調査ですので、貸し出すことができますかということで候補に上げる、その候補を今度はまとめて中間管理機構につなげて借り受けることができますかというのをやります。それでその後調整して中間管理機構に意向として届け出ができるようであればその後登録していただく、そうするとこちらのほうに利用権の設定で持ってくる、借り手がつけば配分計画でもって認めていただければ実際の管理事業としては成立するというふうにそういうような流れになっております。  
以上です。

6番委員 黙っていると固定資産税かかるなんてというような話が出てくるから黙ってはいだめだぞと、何とか役場へ届けるようにしろよとそういうことを話しておかないと。

議長 ありがとうございます。  
では森下さん。

11番委員 11番の森下です。  
先ほど〇の中でその今地区でそこにブルーで表示されているのが今回の申請というか、審議案件なんだと思うんですけど、その下になっているんです

が、下のところに、きれいになっているところがあるんですけども、その下がこっち、今その辺のところについては、景観整備事業で既に〇〇で菊とか花木等を植えて景観形成で観光地と一体化して既にやっております。それで、その〇はそこに〇〇があって、そのところ春になると桜もかなりきれいですし、その周りの畑に秋にはヒガンバナを植えたり、それから菊をメインで今やっているんですけども、そんな中で既に取り組んでいる地区、それを一体的に既に荒れているところで観光地で〇に来てもお客さんに対しても、片一方花は植わっているんですけども、その隣が荒れ放題でススキが伸びたり景観上も余りよくないので、何とか〇〇のほうがしたほうがいいのではないかと考えております。

とりあえずそういった中で、地権者の同意が得られた地区については、中間管理機構から借り受けて、とりあえず作物的には何といてもさっき言ったソバとか大豆とかという話もあるんですけども、とりあえず整備をして、手っとり早いのが〇のハウキ畑やなんか、ハウキグサなんかのところも多分新聞や何かで見てご存じの方もいらっしゃると思うんですけども、そういったものが一番取り組むとしては花木やなんかで菊はやっていますから、その手前としてはハウキグサ等を植えておいおい、農作物等をしていくかとは思っているので、とりあえずはただいま作物として栽培したいよというふうな形で考えているようです。そのちょっと手前のほうに牧場といいますか、あそこで〇〇で馬車引っ張っている馬の牧舎なんかもありますので、その辺との関連で多分景観的な中で考えているというふうに理解をしております。そんなものですから、今年あたりは菊畑や看板を上げていますとかなり観光バスやなんかも来ていますので、観光的な価値も上がると思いますので、特に問題なければそういった形で、荒れ放題よりは有効に農地の活用につながるのではないかなと思っております。おいおいですから、農作物等も多分大豆やなんか体験農園等の整備や何かにも取り組むのではないかなと思うんですけども、とりあえず今のところ私が地元として掌握というのはそんな状況です。

以上です。報告です。

議 長

ありがとうございました。

今、番号2番の案件の関連の話が出ましたけれども、これから先の話ですけども、こういう案件が出たときに例えば地元の方が必ずしも全体的な把握をしているわけではないので、次の会議はこういう案件かかりますよという担当地区の委員さんには前もって連絡をさせていただいて、ここに意見というところに具体的に周辺農地への影響とかといってもたまたまよく知っている場所のときはいいですけども、担当地区でもなかなか状況のわからない部分もあるかなと思うので、その辺は事務局のほうにちょっと仕事がふえて大変だとは思いますが、必ずしも本人の承諾がなくても周辺の状況はどんなことかなというぐらいのおおよその調査をもらったほうがいいんじゃないかなと思います。いかがですか、その辺。ここにきて突然担当地区だからどうですかと聞かれても。

11番委員

私はたまたま家のそばですから、ふだんこっちから歩いて5分ぐらいのところにはわかっていますけれども、私の担当区域内でもちょっと離れてしまうと全然わからない、今回みたいにある程度〇〇みたいな公の人がやっていますけれ

ども、個人対個人で管理機構通じてというような話になると、これまで何とかさんが借り受けする、例えば何とかさん、たとえば親父さんならわかりますが、息子さんの名前かなんか出るとどこの人とありますので、そうなさっていたらいたほうがいいです。

議 長 今度こういうのがかかりますとかというのを連絡をしていただいたほうがいいのかと思います。例えば1番の方は〇〇さん、結局個人の方が借りるわけですよ。そうすると必ずしも自分の担当地区だからといってその人との面識があるかということもなかなか場合によっては全然知らない人も出てくる可能性がありますので。

14番委員 14番、原澤ですけれども、権利設定を受ける〇〇さん、ちょっと地区が違うが知り合いということで、昨年認定農業者になりまして、この土地を借りても十分耕作可能かと思われませんが。

議 長 ありがとうございます。

14番委員 会長さんが言っているようにたまたま知り合いだったからいいですけども、それでなかったら。

議 長 例えば誰も詳しいこと知らないということになると意見の決定をと言われても。

事務局 実際には意向調査で上がってきた人をもしくは貸したいんですけどもというのを窓口来られたりするんですけども、今回の方については、窓口そのまま来られた方です。実際にはこの筆とこの筆を中間管理機構に任せてみたいんですけどもというお話をいただきます。それについては中間管理機構に出すのと同時に農政課でも現地のほうどんなような土地か調べさせていただいて確認、耐えられるような土地かどうか確認はさせていただいています。それと連携して農業委員さんにも情報を提供していくという方法を今思いついたので、そんな形でお仕事増やして申しわけないんですが、簡単な状況調査みたいな感じで見に行っただけでできるのであれば、余りご負担かけるのも恐縮なんですけれども、そんな形でもよろしければ検討したいと思います。

議 長 ただ情報がないとここで審議をするといっても誰も知らなければということなんですけれども。

事務局 そうならないように対応したいと思います。

議 長 今事務局のほうで今後こういうような案件が出てきたときには前もって担当委員さんのほうには状況を報告という形でやっていただきたいと思います。

この番号1番と番号2について承認ということでもよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

承認と決めます。

これもちまして議事は終了いたします。



続きまして、5番、協議事項・報告事項、(1)の農地法第4条第1項第8号の規定による届出書について事務局より説明をお願いいたします。

事務局

16ページをごらんください。

報告・協議事項、(1)農地法4条第1項8号による届け出について、農地法第4条第1項8号による届出書について報告いたします。

こちらは農地法第4条第1項8号及び農地法施行規則第29条1項において、耕作の事業を行う者がその農地をその者の耕作の事業に供する他の農地の保全もしくは利用の増進のため、またはその農地(2a未満のものに限る)をその者の農作物の育成もしくは養畜の事業のための農業用施設に供する場合は、農地の転用の制限の例外とされております。いわゆる自主の用に供する農業用施設は、200㎡未満で4条の届け出による転用が許されているということでございます。その適用を受ける事案でございます。

当地ご説明、資料のほうを用意してもらわなくて申しわけなかったんですが、〇の少し西側というか、農地の真ん中です。

◇(議案書・番号1、申請者、届け出する土地の表示、地目、面積、転用の目的に係る概要を朗読。)

場所の位置図をご用意し忘れて申しわけなかったんですが、ご本人ご自分の農地の脇に倉庫をつくってそこにコンバインと乾燥機とかそういう効率的な農業をしたいということで、届け出でございます。

一応担当地区の農業委員さんにも相談させていただいて問題ないだろうということで、県と調整させていただいた上で今回の届け出をよろしければ受理したいと思います。

以上、報告です。

議長

ただいまの報告は届出書が出されたということですね。

事務局

はい。

議長

出されるのではなくて。

事務局

出されました。これでよろしければ受理させていただきたいと思います。

議長

意見を述べる部分がある。

事務局

特にないんです。ちょっと難しい案件ですけれども、農地法についてはご自身の用に使われるようで、ご自分の農地200㎡未満であれば農業用の施設を転用しない、許可を受けなくて届け出によってつくっていいということなんです。当該地が農振の用地でございます。農振の用地の場合は、農用地の指定を受けています場合は、群馬県との協議が必要になってきます。そちらのほうが目倒になります。

実際には9月ごろに書類をお預かりさせていただいたんですが、群馬県と協議が長引いたものですから、この時期の届け出の受理という形になりました。群馬県は問題なく農用地から同じ農用地なんですけれども、農業用施設用地ということでの同意をいただきましたので、書類について問題ないのでお預かり

できるというお話になりまして、今回の報告になります。  
以上です。

議 長

了解しました。  
続きまして、(2) 農業経営基盤の調査の強化の促進に関する基本的な構想(案)について、事務局よりご説明をお願いします。

事務局

資料をごらんください。  
報告協議事項、(2) 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想について。こちら先日資料として配付させていただきましたみなかみ町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(案)についてでございます。  
11月1日よりホームページに公開、回覧もさせていただいたんですが、広く知らしめて、パブリックコメント、要は意見を聴取をさせていただいた件でございます。資料として先日記らせていただいてご覧になっていただいたところです。  
パブリックコメントにより1人の方より1件の提案と1件の意見がございました。あわせて1件の修正箇所がございましたので、報告させていただき、農業委員会の意見をいただきたいと思っております。  
聴取した意見の資料は、3枚目でございます。  
長文になりますので、要約させていただいて報告をさせていただきたいと思っております。  
意見については、耕作放棄地の発生原因と飼料作物を栽培する畜産農家への働きによる耕作放棄地の解消への提案でございます。先ほどの議案で見ていただいた須川地区にも大分飼料作物が植わっている箇所もございます。そのようなことを提案していただいているものでございます。  
もう1件は、構想書の中で示されている営農類型についてでございます。基盤法については先ほど来話している利用権の設定、簡易な方法による農地の賃貸の規定とどのぐらいの所得、その地区でどのぐらいの農業をやればどのぐらいの所得があるのかというのを主なものが示されております。そちらの中で農業の営農類型について大豆、ソバにおける営農類型への提案でございました。大豆、ソバについては、価格の低迷からかなり大きな面積でないとなかなか収益が上がらないものですから、主な作物としては取り上げられなかったところなんですけど、町内で実需要のある、実際には地産地消とか始まっておりますことについて大豆、ソバの類型を提案、追加の提案でございました。  
町の考えについては、まず1点目の耕作放棄地に関しての解消についての農地の権利関係、権利の調整を含めての話ですが、農業委員会にご相談させていただいた上で、権利調整を進めて遊休農地の発生を防ぎたい旨回答させていただいております。  
営農類型においては、地産地消、積極的な供給を促すため効果があると思われるので、営農類型として追加をさせていただく方向で検討しております。  
資料はその次につけさせていただきました。  
訂正点なんですけど、訂正した箇所は20ページでございます。  
第3、効率的かつ安定的な農業を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標。  
1、効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェ

アの目標を66%から48%へ変更させていただきました。

理由については、地域振興立法5法指定市町村は、俗に言う中山地なんです  
が、については、農地中間管理事業基本方針設定図に市町村に集積率について  
は、48%で頑張ってくださいという県の指導がありましたので、そちらを再  
計算させていただいたための変更でございます。

以上、ご確認いただければ農業委員会の合意をいただき、群馬県の同意をい  
ただき、公告し、計画の変更の上、ホームページ等で公表したいと思いを  
ます。

以上、報告ということでご意見いただければと思います。

以上です。

議 長

ただいま事務局より説明をいただきました。

文が長いのであれですけれども、この件について皆さんの意見ございました  
ら。

具体的にはこのところに出てほかに共通項の中の所得の目標金額は下げ  
られたと、その辺をお願いします。

事務局

先月お話をさせていただいたんですけれども、5年に一遍この基盤法の見直  
しがございます。その中で今回群馬県の改良普及所に相談させていただいて再  
計算させていただいたところ、規定の種類の計算上で主な農業収入としては、  
先ほど名前のあった認定農業者の目標基準となる農業収入の金額が400万円  
だったのがこのたびの計画を見直し350万円という形で若干下がっておりま  
す。これは認定農業者を増やしたいという県の意向も入ったとは思われますが、  
この計画認められたときに認定になれば次回の認定農業者から採用させてい  
ただくようになろうかと思いを  
ます。

以上です。

議 長

この中の認定農業者の関係の中で、営農認定というところで新たに水稻と大  
豆とソバを入れるというような類型をつくるということです。発言ございま  
すか。

(「なし」の声)

なければ承認ということで決したいと思いを  
ますが、いかがですか。よろしい  
ですか。

(「異議なし」の声)

では承認と決します。

次はその他ですので、事務局のほうで何か。

(「なし」の声)

事務局

これで議事、それから協議事項は一応終わりましたので、ここで閉会とい  
うことで、閉会を職務代理にお願いしたいと思いを  
ます。

閉 会

みなかみ町農業委員会職務代理吉野拓夫閉会を宣す。

〔午後3時05分〕